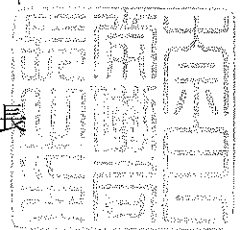


奈労基発0323第11号

平成29年3月23日

建設業労働災害防止協会奈良県支部長 殿

厚生労働省奈良労働局長



「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について

シールドトンネル工事に係る安全対策については、切羽における異常出水やセグメントの崩壊による労働災害の発生が懸念されることから、平成24年8月6日付け基安安発第1号「シールドトンネル施工に当たっての留意事項について」に基づき実施してきたところです。

厚生労働省においては、シールドトンネル工事に係る安全対策について、近年の災害事例を踏まえより充実した安全対策を講じるべく検討してきましたが、今般、その結果を踏まえ、「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」を別紙のとおりとりまとめましたので、傘下会員に対して周知啓発いただきますようお願い申し上げます。

